

長 福 障 号 外
令和7年2月28日

障害児通所支援事業所
障害児相談支援事業所 各位

長崎市障害福祉課長
(公 印 省 略)

放課後等デイサービス等の支給決定期間について②（お詫び）

いつもお世話になっております。

令和6年12月24日付で「放課後等デイサービス等の支給決定期間について」の通知を発出しておりますが、支給決定日が7月1日以降の受給者証に関しては、新年度の課税状況で利用者負担の見直しをしなければなりません。

このため、「別紙-1.新規・更新の際の手続き-ケース1」の例で、1枚目の受給者証の期間に6月30日を含む場合、2枚目の受給者証は6月中旬の個人住民税課税情報の連携処理が済んでからの作成となります。

通知の通り申請書不要（計画案、就学児サポート調査票も不要）ですが、2枚目の受給者証の送付が6月中旬以降となります（申請者の同意の記載があれば、2枚目の受給者証も相談支援事業所に送付します）。

色々ご迷惑をおかけして大変申し訳ございません。2枚目の受給者証は、準備が整い次第早急に発送いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【問い合わせ先】

長崎市役所福祉部障害福祉課支援係
TEL：095-829-1141（直通）